

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

平成30年 2月21日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 物品・委託役務の名称 | 平成30年度 有害汚染物質等継続調査業務 |
| (2) 物品・委託役務管理番号 | 13290121 |
| (3) 物品委託役務内容 | 工場地帯からの排出水、農薬流出等の監視のための河川水質・ガス分析調査を行うもの。 |
| (4) 納入・履行期間 | 平成30年 4月 1日から平成31年 3月15日まで |
| (5) 納入・履行（就業）場所 | 東広島市内一円 |
| (6) 予定価格 | 非公表 |
| (7) 最低制限価格 | なし |
| (8) 入札方式 | 一般競争入札 |
| (9) 入札区分 | 紙入札 |
| (10) 使用する契約約款 | 業務委託契約約款（成果物の製造） |
| (11) 契約種別 | 総価契約 |
| (12) 収入印紙 | 要 |

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	平成29年1月1日～平成32年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	次のすべて 測定・検査>環境測定(計量証明事業)<水質・土壌> 測定・検査>環境測定(計量証明事業)<大気・悪臭>
イ	法令等による登録等	計量法（平成4年法律51号）第107条の規定による広島県知事の計量証明事業（濃度）の登録を受けていること。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	広島県内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	平成29年4月1日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

なし

4 日程等

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	平成30年 2月21日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	平成30年 2月21日～ 平成30年 3月13日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無： 無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	平成30年 2月21日～ 平成30年 2月28日 (午前 8時30分～午後 5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 生活環境部 環境対策課 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館1階） 電話番号 082-420-0928 /ファックス番号 082-421-5601 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	平成30年 3月5日～ 平成30年 3月13日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	平成30年 3月9日～ 平成30年 3月12日 (午前 8時30分～午後 5時15分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	平成30年 3月13日 午後 1時30分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格要件確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

平成30年度有害汚染物質等継続調査業務 仕様書

1 業務の名称

平成30年度有害汚染物質等継続調査業務

2 履行期間及び履行場所

- (1) 履行期間 平成30年4月1日から平成31年3月15日まで
- (2) 履行場所 東広島市内一円

3 業務概要

工場地帯からの排出水、農薬流出等の監視のための河川水質・ガス分析調査の実施

4 調査箇所

- (1) 高屋高美が丘内賀茂ダスト跡地
- (2) 原工業団地
- (3) 最終処分場周辺河川（田万里川）
- (4) 福富町内河川
- (5) 豊栄町内河川
- (6) テクノタウン（西大沢）

5 調査内容

- (1) 高屋高美が丘内賀茂ダスト跡地

①調査地点

別図1-1、1-2のとおり。

- a 水質調査地点 No.1, No.2, No.3（調整池出口）
- b ガス調査地点 No.A

②調査日 平成30年10月

③調査項目

a 水質調査

pH・COD・銅・亜鉛・溶解性鉄・溶解性マンガン・カドミウム・全シアン・有機りん・鉛・六価クロム・砒素・総水銀・アルキル水銀・PCB・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・塩化物イオン・全りん・りん酸態りん・全窒素・アンモニア態窒素・亜硝酸態窒素・硝酸態窒素

b ガス分析

アンモニア・メチルメルカプタン・硫化水素・硫化メチル・メタン・二酸化炭素・一酸化炭素・酸素・窒素・ガス発生量
--

- (2) 原工業団地

①調査地点

別図2のとおり

②調査日 平成30年8月、平成31年2月

③調査項目

pH・BOD・COD・SS・N-ヘキサン抽出物質（鉱物油・動植物油）・フェノール・銅・亜鉛・溶解性鉄・溶解性マンガン・総クロム・大腸菌群数・カドミウム・全シアン・有機りん・鉛・六価クロム・砒素・総水銀・アルキル水銀・PCB・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・四塩化炭素・1,1,1-トリクロロエタン・フッ素・電気伝導率・塩化物イオン

(3) 最終処分場周辺河川（田万里川）

①調査地点

別図3のとおり。

放流水合流地点（田万里川）

②調査日 平成30年8月、平成31年2月

③調査項目

流量・透視度・pH・BOD・COD・溶解性鉄・溶解性マンガン・カドミウム・鉛・総水銀

(4) 福富町内河川

①調査地点

別図4のとおり。

No.1 東丁田川、No.2 沼田川（笥詰橋下流）

②調査日

A：2地点（No.1～2）・2回／年 平成30年度内（5、11月）

B：2地点（No.1～2）・2回／年 平成30年度内（5、11月）

C：2地点（No.1～2）・2回／年 平成30年度内（5、11月）

③調査項目

A：pH・BOD・COD・SS・DO・塩化物イオン・大腸菌群数・流量・全窒素・全磷

B：カドミウム・全シアン・有機りん・鉛・六価クロム・砒素・総水銀・アルキル水銀・PCB

C：農薬（殺菌剤）：キャプタン水和剤、ダコーニール水和剤、リゾレックス水和剤
農薬（殺虫剤）：ダイアジノン粒剤、スミチオン乳剤、EPN乳剤
農薬（除草剤）：バナフィン乳剤、リアトール水和剤、シマジン水和剤

(5) 豊栄町内河川

①調査地点

別図5-1、5-2、5-3のとおり。

No.1 吉原川（観音橋付近）、No.2 西原川（支水）、No.3 三篠川

②調査日

A：3地点（No.1～3）・1回／年（平成30年8月）

B：1地点（No.3）・1回／年（平成30年8月）

C：1地点（No.3）・1回／年（平成30年8月）

③調査項目

A：pH・BOD・COD・SS・DO・大腸菌群数・流量・N-ヘキサン抽出物質・全窒素・全燐	
B：カドミウム・全シアン・鉛・六価クロム・砒素・総水銀・アルキル水銀・ CB・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン	P
C：四塩化炭素・ジクロロメタン・1.2-ジクロロエタン・1.1-ジクロロエチ レン・シス-1.2-ジクロロエチレン・1.1.1-トリクロロエタン・1.1.2-トリクロ ロエタン・1.3-ジクロロプロペン・ベンゼン・有機りん・チウラム・シマジン・チオ ベンカルブ・セレン	レ

(6) テクノタウン（西大沢）

①調査地点

別図6のとおり。

②調査日 平成30年8月

③調査項目

pH・BOD・COD・カドミウム・鉛・六価クロム・砒素・総水銀・アルキル水銀・ 全シアン

6 試料の採取及び水質検査に関する事項

- (1) 試料採取は受注者が行うこととし、調査地点を巡回し、採取すること。
- (2) 各月の試料採取日については、発注者と受注者が協議して決定する。採取日を変更する場合は、あらかじめ了解を得ること。
- (3) 各調査地点では採水時の天候・気温・水温を測定すること。
- (4) 河川流量については流速計により測定し、水流が乱れていない箇所にて測定すること。
- (5) 採取地点付近の河川工事等及び地形の変化または多量降雨等の気象条件により河川の水質が通常状態でないと認められるときは、採取前に発注者へ協議し、採取日の再検討等を行うものとする。なお、同水系の採水日は、原則として同一日とする。
- (6) 保存期間内に分析を行うこと。保存期間は各検査方法に規定された期間を厳守することとする。

7 検査方法

- (1) 水質の検査方法は、別紙1に示す。
- (2) ガスの検査方法は、別紙2に示す。

8 報告

- (1) 調査結果については、各調査終了後、速やかに報告書を作成し検体採取の日から20日以内に提出するものとする。
- (2) 提出物内容

- ・計量証明書（2部）
- ・環境評価またはこれに類する考察等（書面：2部、電子媒体：1部）
 - ※各調査結果について、200文字以内の簡潔な表現とする。（ただし、200文字を超えることは妨げるものではない。）
 - ※「考察等」の著作権は発注者に属するものとし、受注者の許諾なく二次利用（発注者が発行する他の印刷物の製作、発注者のホームページ等への掲載等をいう。）以下「二次利用」という。）できるものとする。

9 注意事項

- ・5－（1）高屋高美が丘内賀茂ダスト跡地については、No.1・2とも採水筒が必要。
- ・5－（2）原工業団地については浄化槽の滅菌槽で採水。一番排水口に近い槽。
- ・各調査の採水日を事前に環境対策課へ連絡すること。

10 その他

- （1）受注者は、業務の実施に当たっては、法令等を遵守し、事故の防止と安全確保のための必要な措置を講じること。
- （2）業務の実施に当たっては、交通の妨害となる行為、又は公衆に迷惑をおよぼす行為がないよう、交通及び保安上十分な注意を払うこと。
- （3）業務の実施に当たっては、検査対象施設で執務する職員等に対して礼儀正しく応対し、不快感を与えるような言動その他の職員等の迷惑とならないよう注意すること。
- （4）業務の実施に当たって、万一事故が発生したときは、迅速かつ的確な処理を講じたうえで、速やかに発注者に報告すること。
- （5）その他、業務の実施にあたって疑義が生じた場合は、双方協議の上実施すること。

11 委託料の支払い

- （1）本業務の委託料は、業務完了後の一括払いとする。

高屋高美が丘内賀茂ダスト跡地（水質・ガス） 調査地点地図

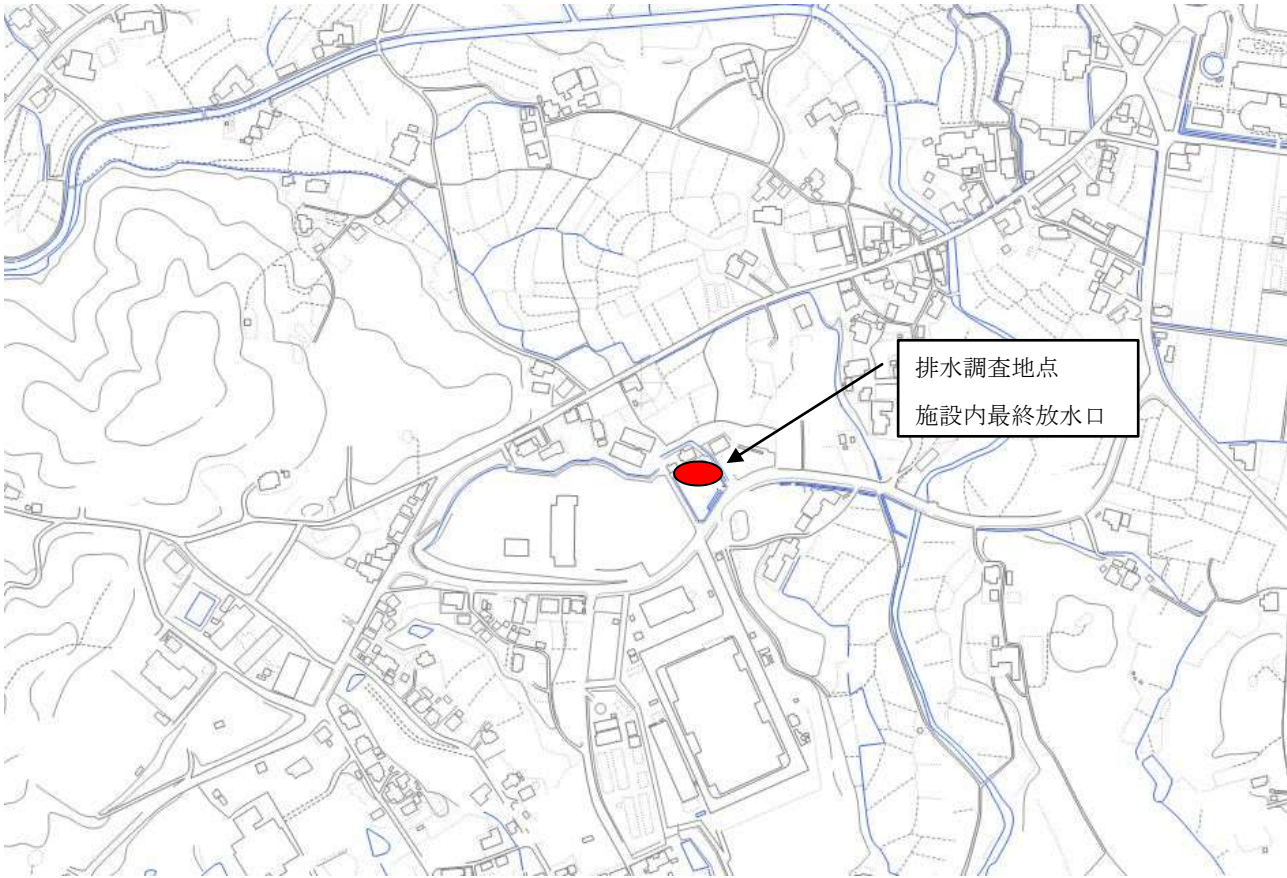


高屋高美が丘内賀茂ダスト跡地（水質） 調査地点地図

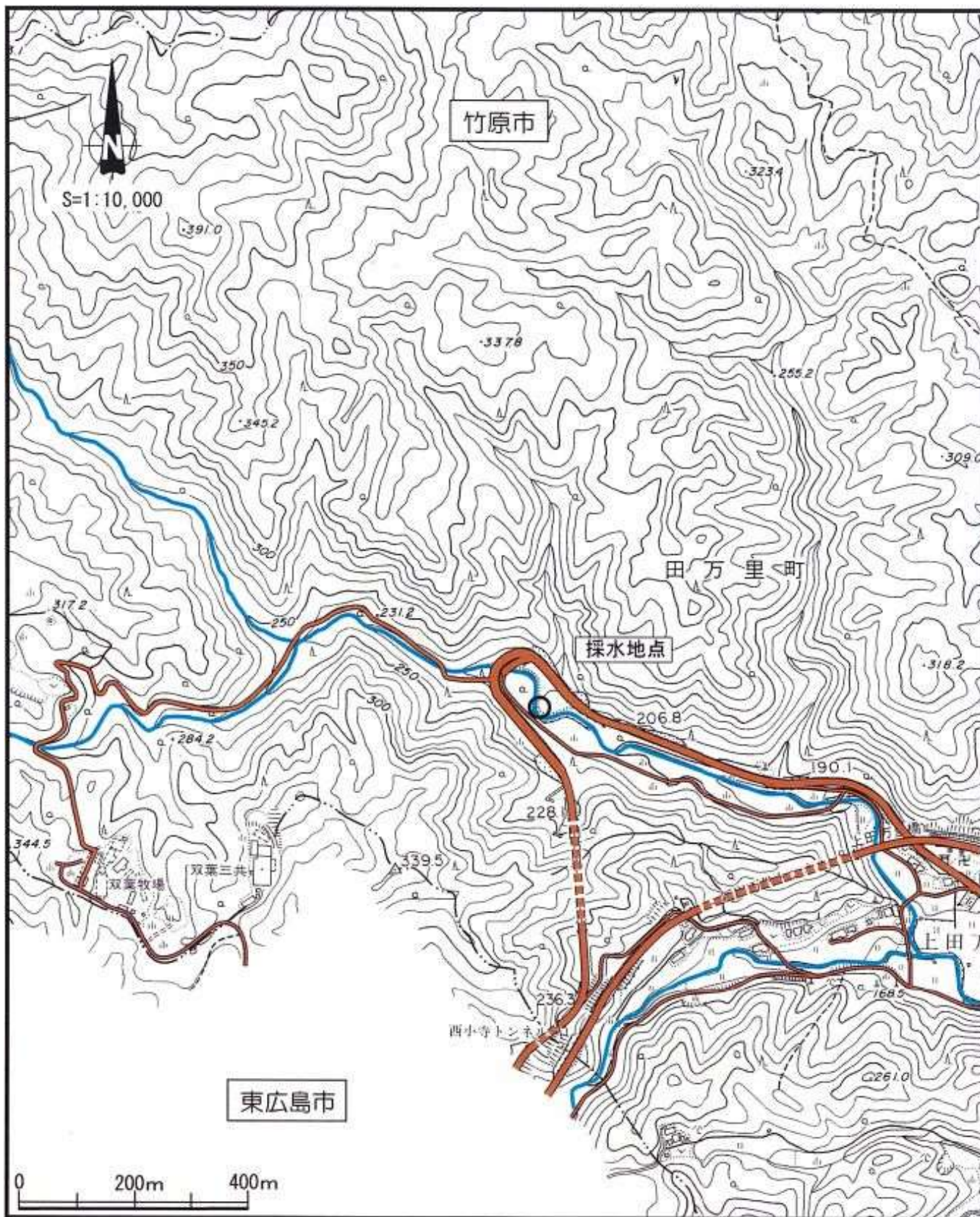


原工業団地 調査地点地図

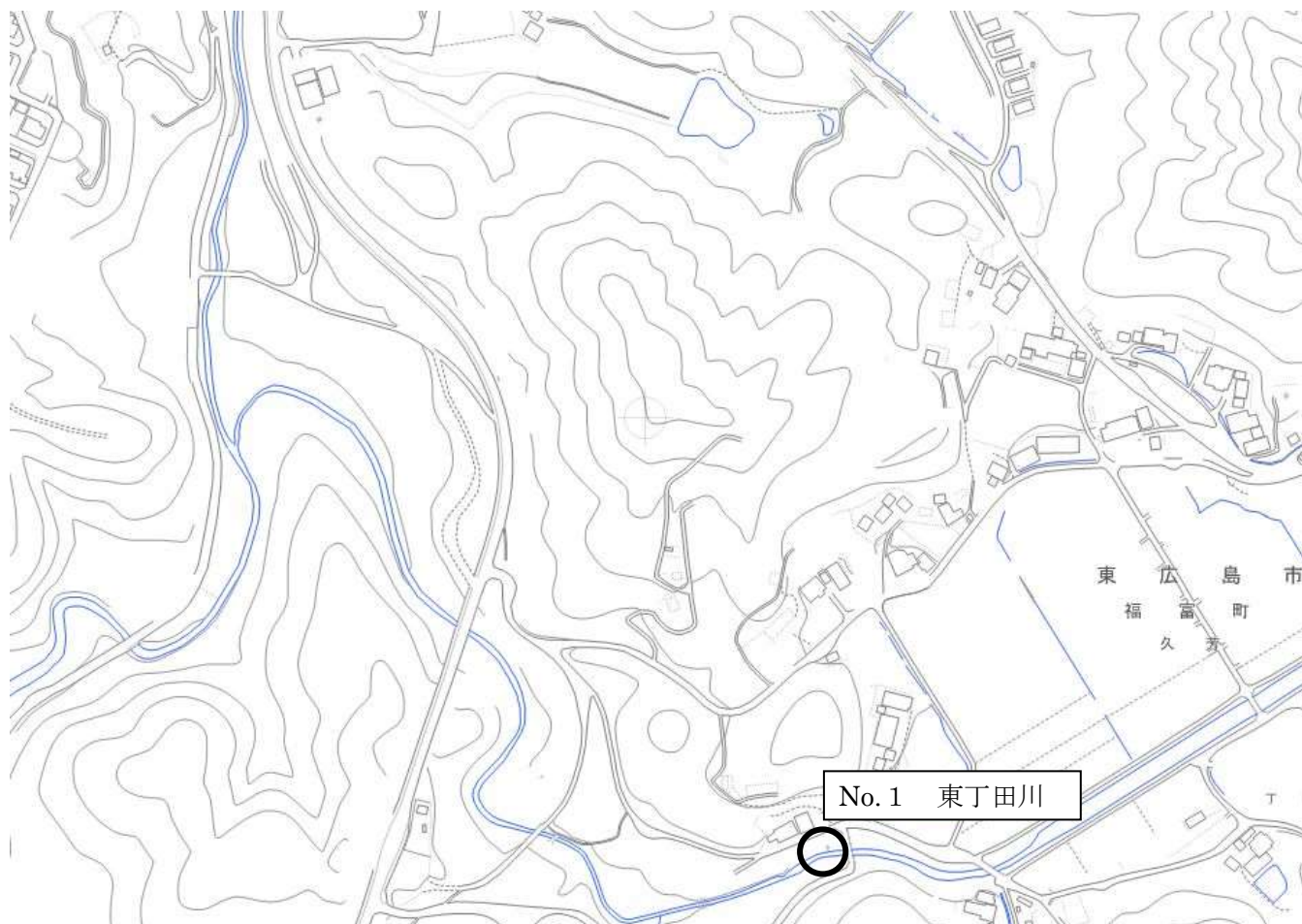
原工業団地



最終処分場周辺河川（田万里川） 調査地点地図



福富町内河川 調査地点地図



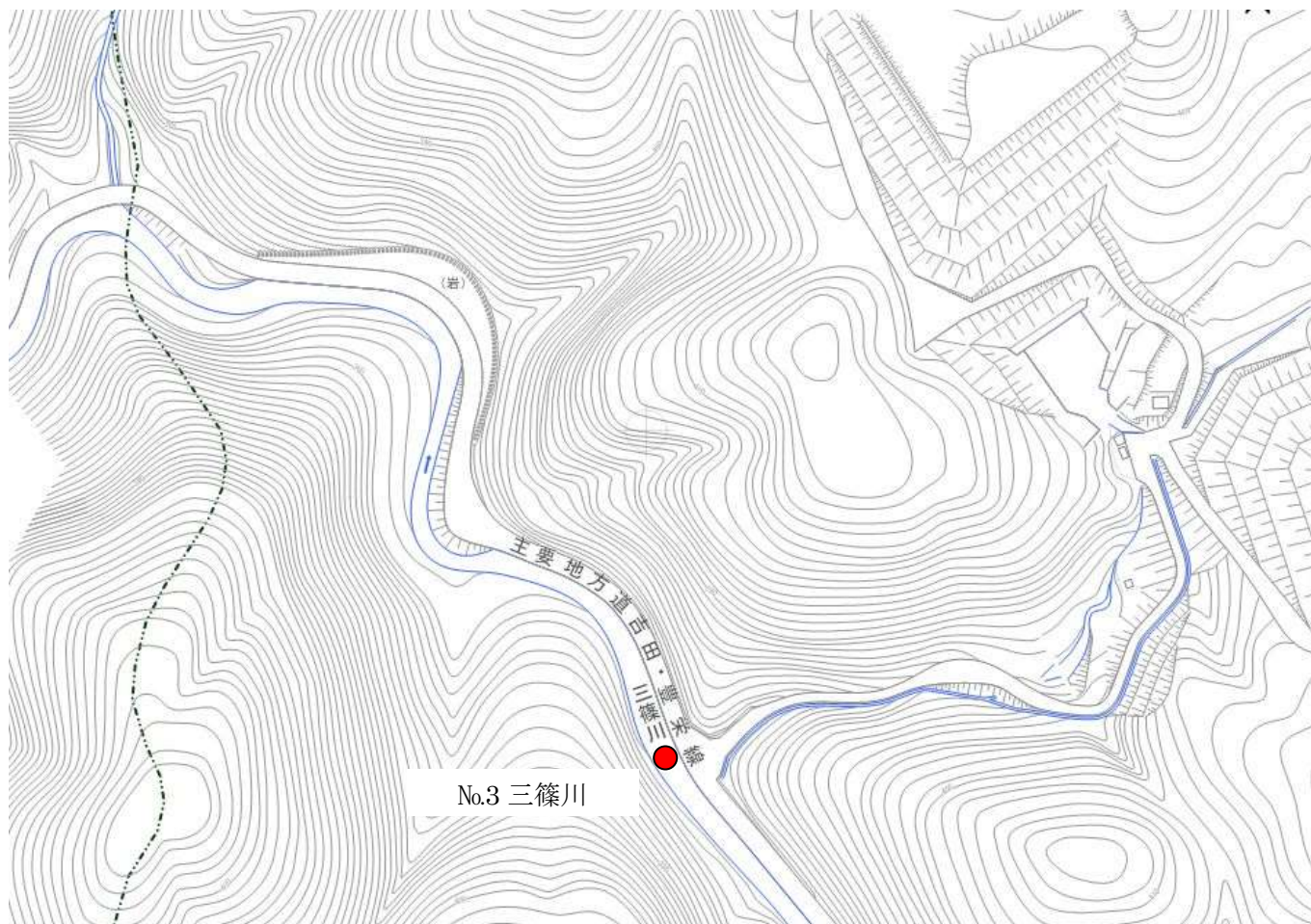
豊栄町内河川 調査地点地図



豊栄町内河川 調査地点地図



豊栄町内河川 調査地点地図



仕様書 6 添付資料 調査地点地図



※調査地点は、現地の状況等により、発注者と協議し適宜調整することとする。

水質の分析方法及び定量限界値等

測定項目	定量限界		表示桁数等	分析方法
流量		m ³ /s	小数点以下2桁	
水深		m	" 1桁	
気温, 水温		°C	" 1桁	
透視度		cm	" 1桁	
pH			" 1桁	日本工業規格(以下この表において「規格」という。)K0102の12.1又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法)
DO	0.5	mg/l	桁 " 1	規格K0102の32又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法)
BOD	0.5	mg/l	" 1	規格K0102の21
COD	0.5	mg/l	" 1	規格K0102の17
SS	1	mg/l	整数部分	水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月環境庁告示第59号(以下この表において「告示」という。))付表9
大腸菌群数	0	MPN/100ml	"	最確数による定量法
ノルマルヘキサン抽出物質	0.5	mg/l	小数点以下1	告示付表13
全窒素	0.2	mg/l	桁 " 1	規格K0102の45.2、45.3又は45.4(ただし海域は45.4)
全燐	0.05	mg/l	" 2	規格K0102の46.3
全亜鉛	0.01	mg/l	桁 " 2	規格K0102の53に定める方法(準備操作は規格K0102の53のほか、告示付表10によることができる。また、規格K0102の53で使用する水については告示付表10の1(1)による。)
下層DO	0.5	mg/l	桁 " 1	要測定指標の測定の実施について(平成24年3月30日環境省水・大気環境局水環境課長協力依頼(以下「協力依頼」という。))の別添1
透明度		m	" 1桁	
大腸菌数		MPN/100ml 又は 個/100ml	整数部分	協力依頼別添2
カドミウム	0.001	mg/l	" 3	規格K0102の55.2、55.3又は55.4
全アンモニア	0.1	mg/l	" 1	規格K0102の38.1.2及び38.2又は38.1.2及び38.3
鉛	0.005	mg/l	" 3	規格K0102の54
六価クロム	0.04	mg/l	" 2	規格K0102の65.2
砒素	0.005	mg/l	" 3	規格K0102の61.2、61.3又は61.4
総水銀	0.0005	mg/l	" 4	告示付表1
アルキル水銀	0.0005	mg/l	" 4	告示付表2
PCB	0.0005	mg/l	" 4	告示付表3
ジクロロメタン	0.002	mg/l	" 3	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2
四塩化炭素	0.0002	mg/l	" 4	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1,2-ジクロロエタン	0.0004	mg/l	" 4	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2
1,1-ジクロロエチレン	0.002	mg/l	" 3	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004	mg/l	" 3	
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005	mg/l	" 4	
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	mg/l	" 4	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
トリクロロエチレン	0.002	mg/l	" 3	
テトラクロロエチレン	0.0005	mg/l	" 4	
1,3-ジクロロプロペン	0.0002	mg/l	" 4	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1
チウラム	0.0006	mg/l	" 4	告示付表4
シマジン	0.0003	mg/l	" 4	告示付表5の第1又は第2
チオベンカルブ	0.001	mg/l	" 3	
ベンゼン	0.001	mg/l	" 3	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2
セレン	0.002	mg/l	" 3	規格K0102の67.2、67.3又は67.4
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	0.01	mg/l	桁 " 2	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1
硝酸性窒素	0.1	mg/l	" 1	
亜硝酸性窒素	0.02	mg/l	" 2	

ふっ素	0.1	mg/l	〃	1	規格K0102の34.1又は告示付表6
ほう素	0.01	mg/l	〃	2	規格K0102の47.1、47.3又は47.4
1,4-ジオキサン	0.005	mg/l	〃	3	告示付表7
銅	0.005	mg/l	桁	〃 3	排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年9月、環境庁告示第64号)
鉄	0.1	mg/l	〃	1	
マンガン	0.1	mg/l	〃	1	
クロム(全)	0.1	mg/l	〃	1	
フェノール類	0.2	mg/l	〃	1	
クロホルム	0.001	mg/l	桁	〃 3	
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.001	mg/l	桁	〃 3	
1,2-ジクロロプロパン	0.001	mg/l	桁	〃 3	
p-ジクロロベンゼン	0.001	mg/l	桁	〃 3	
イソキサチオン	0.0002	mg/l	〃	4	
ダイアジン	0.0001	mg/l	〃	4	
フェニトロチオン(MEP)	0.0002	mg/l	〃	4	同上(通知付表1の第1又は第2)
イソプロチオン	0.0005	mg/l	〃	4	
オキシ銅(有機銅)	0.002	mg/l	〃	3	同上(通知付表2)
クロタロニル(TPN)	0.0005	mg/l	〃	4	同上(通知付表1の第1又は第2)
プロピサミド	0.0001	mg/l	〃	4	
EPN	0.0005	mg/l	〃	4	
ジクロルホス(DDVP)	0.0005	mg/l	〃	4	
フェノカルブ(BPMC)	0.0001	mg/l	〃	4	
イプロホス(IBP)	0.0001	mg/l	〃	4	
クロロニトロフェン(CNP)	0.0001	mg/l	〃	4	
トルエン	0.01	mg/l	〃	2	
キシレン	0.01	mg/l	〃	2	
フタル酸ジエチルヘキシル	0.005	mg/l	〃	3	
ニッケル	0.001	mg/l	桁	〃 3	同上(規格K0102の59.3又は通知付表4若しくは付表5)
モリブデン	0.007	mg/l	桁	〃 3	
塩化ビニルモノマー	0.0002	mg/l	桁	〃 4	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(平成16年3月31日環境省水環境部長通知(以下「通知2」という。))付表1
エビクロピトリン	0.00004	mg/l	〃	5	同上(通知2付表2)
全マンガン	0.005	mg/l	桁	〃 3	同上(規格K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5(準備操作は規格によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析する場合にあっては、必要に応じ試料を希釈することとする。))
ウラン	0.0002	mg/l	〃	4	同上(通知2付表4の第1又は第2)
アンチモン	0.001	mg/l	〃	3	同上(通知2付表5の第1、第2又は第3)
塩素イオン	1	mg/l	整数部分		規格K0102の35
アンモニウム窒素	0.1	mg/l	小数点以下1		規格K0102の42
磷酸態磷	0.003	mg/l	〃	3	規格K0102の46.1
TOC	0.2	mg/l	〃	1	協力依頼別添3に定める方法
クロロフィルa	0.5	mg/m ³	桁	〃 1	海洋観測指針
トリハロメタン生成能	0.001	mg/l	〃	3	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第5条第2項の規定に基づき、環境大臣が定める検定方法(平成7年6月16日、環境庁告示第30号)
クロホルム生成能	0.001	mg/l	〃	3	
ジブロモクロメタン生成能	0.001	mg/l	〃	3	
ブロモジクロメタン生成能	0.001	mg/l	〃	3	
ブロモホルム生成能	0.001	mg/l	〃	3	
ふん便性大腸菌群数	2	個/100ml	整数部分		河川水質試験方法による標準法

- 1 表示桁数欄中、D O以下の特記するもののほかは、有効数字2桁とし、有効数字3桁目を切り捨てる。
- 2 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は硝酸性窒素と亜硝酸性窒素が両方とも定量下限値未満の場合に定量下限値未満とする。2物質の測定値のいずれか一方が定量下限値未満の場合は、その定量下限値に代えて定量下限値の数値を測定値として扱う。
- 3 記載している分析方法に準ずる他の分析方法を採用する場合は発注者と協議すること。

ガス分析法

測定項目	検査方法
アンモニア	昭和47年環境庁告示第9号 別表第1
メチルメルカプタン	昭和47年環境庁告示第9号 別表第2
硫化水素	昭和47年環境庁告示第9号 別表第2
硫化メチル	昭和47年環境庁告示第9号 別表第2
メタン	JIS K 2301-2011 準用
二酸化炭素	JIS K 0301-1998 オルザット式
一酸化炭素	JIS K 0804-2014 検知管（真空方式）
酸素濃度	JIS K 0301-1998 オルザット式
窒素濃度	計算値（酸素との引き算）
ガス発生量	石鹼膜流量計

※上記検査方法を基本とするが、検査精度が同等の検査方法を用いることが出来ることとする。